⑶　Subject matter of the contract : Construction of the No.5 Housing Building and Associated Works in Senri Tukumodai Housing Complex (Urban Development Project).
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 24 September 2026
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 P.M., 9 December 2026 (submission of the tender documents must be by mail)
⑹　Contact point for tender documents : Procurement Management Division, General Affairs Department, the West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency, 21F, Osaka Umeda Twin Towers South, 1―13―1 Umeda, Kita-ku, Osaka City, Osaka 530―0001

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年８月７日
国立大学法人北海道大学　総長　賓金　清博
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01
○第２号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道大学（札幌１）共創環境強化拠点施設新営その他工事
⑶　工事場所　北海道札幌市北区北12条西７丁目（北海道大学構内）
⑷　工事概要　共創環境強化拠点施設新営に係る建築一式工事
構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造
階数　地上５階および塔屋１階
建築面積　1,420㎡
延べ面積　6,210㎡
なお、関連する機械設備工事、電気設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和10年３月31日（金）まで
ただし、財政法上の定めによる承認を得られた場合、令和10年12月15日（金）まで延長する。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,300㎥、鉄骨　約720ｔ、鉄筋　約660ｔ、板ガラス　約1,600㎡
⑺　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」並びに「工事全般の施工計画」について評価を行うため、本学が別に指定する関係書類（以下「技術提案書」という。）の提出を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。なお、当該ＶＥ提案は「入札時ＶＥ方式」の手続きに準じて行うものとする。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、週休２日促進工事である。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人北海道大学総長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人北海道大学競争参加者心得第２の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成23年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　建物用途　庁舎※又は建築基準法　別表第一(い)欄㈠項から㈣項までに掲げる用途に供する特殊建築物
※官公庁施設の建設等に関する法律第２条第２項の定義による。
②　建物構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
③　建物階数　地上３階建て以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、地上２階建て以上）
④　延べ面積　3,000㎡以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,500㎡以上）
⑤　工事種別　新築、増築、改築工事又は改修工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑻　共同企業体の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とする。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。）は工事現場への専任を要さない。また、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間についても、工事現場への専任を要さない。
なお、専任に関して個別の定めがある主任技術者又は監理技術者の配置については以下のとおりとする。
・建設業法第26条第３項２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める。
①　次に掲げるいずれかの資格を有すること。
・１級建築施工管理技士
・一級建築士
・これと同等以上の資格を有する者
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者をいう。
②　平成23年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、工期の１／２以上若しくは12か月以上（対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、相当する日数を対象期間に加えることができる。）にわたって従事したものに限る。
・建物構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
・延べ面積　1,500㎡以上
・工事種別　新築、増築、改築工事又は改修工事
③　監理技術者として配置を見込む者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。